

横浜市会基地対策特別委員会による政府要望について

横浜市会基地対策特別委員会の中山大輔委員長ほか 5 名が、本日（12 月 1 日）、防衛省及び外務省を訪れ、横浜市内米軍施設に関する政府要望を行いました。

1 提出要望書

「横浜市内米軍施設に関する要望書」（市議会議長名）※別添

提出先 外務大臣 前原 誠司
防衛大臣 北澤 俊美

※なお、次の関係政府機関には、議会局から別途提出

財務大臣 野田 佳彦
国土交通大臣 馬淵 澄夫

2 出席者

横浜市会基地対策特別委員会

委員長 中山 大 輔（民主党）
副委員長 山 田 一 海（自民党）
副委員長 田 中 紳 一（ヨコ会）
委員 花 上 喜代志（民主党）
委員 木 村 久 義（公明党）
委員 井 上 さくら（無所ク）

3 要望先（防衛省・外務省）のコメント要旨

○防衛省対応者 ^{ひろた} 広田 ^{はじめ} 一 防衛大臣政務官（午後 2 時～）

- ・（要望内容は）大変重要なことだと思っており、市や市議会と意志疎通を図って取り組んでいきたい。
- ・平成16年の返還合意施設の残り 4 施設の早期返還を実現していかなければいけないが、池子住宅建設にも御協力をいただきたい。

○外務省対応者 ^{やまはな} 山花 ^{いくお} 郁夫 外務大臣政務官（午後 2 時50分～）

- ・残りの 4 つの合意施設については、引き続き速やかに返還されるよう努めていく。
なお、池子住宅建設に是非協力いただきたい。
- ・環境問題は、日米安全保障協議委員会の合意を踏まえて、何かあったときの合理的な立ち入りなどについて検討を進めていきたい。

お問い合わせ先

議会局議事課長	植田 義隆	Tel 045-671 -3005
都市経営局基地対策課長	金子 晴由	Tel 045-671 -2057

横浜市内米軍施設に関する要望書

平成22年11月

横浜市議会

横浜市議会は、第二次世界大戦後に進駐した連合国軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收されて以来、横浜市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期返還に取り組み、これまでに多くの返還を実現してきました。

しかしながら、横浜市内には今なお約 470 ヘクタールという、大都市の中で最も多くの米軍施設が存在し、市民生活に多大な負担をかけるとともに、まちづくりにも大きな制約を与えています。

ついては、横浜市民の長年にわたる負担を早期に解消し、返還後の跡地の管理や利用においても新たな負担を生じさせないため、横浜市内米軍施設の返還と跡地利用の促進、並びに、横浜市民の基地負担の軽減に関し、次の事項の実現を強く要望します。

平成 22 年 11 月 19 日

外務大臣	前原誠司様
財務大臣	野田佳彦様
国土交通大臣	馬淵澄夫様
防衛大臣	北澤俊美様

横浜市議会議長

大久保 純 男

I 市内米軍施設の返還と跡地利用に関する要望

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還の促進

- (1) 平成 16 年 10 月に返還方針が合意されている施設・区域の返還
平成 16 年 10 月に、日米合同委員会において市内米軍施設 6 施設・区域を対象に返還の方針が合意された。その後、横浜市議会による政府に対する要望等を踏まえ、平成 17 年 12 月に小柴貯油施設、平成 21 年 5 月に富岡倉庫地区の返還が実現したものの、残る 4 施設については返還時期が明らかにされていない。

一方、深谷通信所においては、21 年 10 月までに囲障地区外のアンテナが撤去され、本年 6 月からは常駐警備から巡回警備に変更されている。また、上瀬谷通信施設においては、20 年 9 月までに全居住者が移転し、ジム、レストラン等の関連施設が閉鎖されている。

このような状況を踏まえ、返還方針が合意されている深谷通信所、上瀬谷通信施設、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の返還を速やかに実現すること。

- (2) 合意施設以外の施設・区域の返還促進

また、合意施設以外の瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック、鶴見貯油施設、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域、小柴水域の早期全面返還を促進すること。

2 米軍施設周辺の生活環境の維持向上

- (1) 上瀬谷通信施設における都市計画道路環状 4 号線の共同使用の早期合意

上瀬谷通信施設においては、都市計画道路環状 4 号線の共同使用を 21 年 2 月に申請している。当該区間は、環状 4 号線唯一の未整備区間であり、周辺道路の混雑が激しいことから、早期整備に向けて、速やかに共同使用の合意を得ること。

- (2) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応

根岸住宅地区に囲まれた土地に横浜市民の方々が居住されており、日常生活上の様々な制約を受けている。居住者の声を十分聴き、適切な対応に努めること。

- (3) 災害等に対する協力と情報提供の徹底

災害や新型インフルエンザ等の感染症の発生に対して、本市の災害対策等への協力及び適切な情報提供に努めること。

- (4) 米軍施設周辺における安全対策の徹底

21 年 12 月に深谷通信所で小火が発生し、周辺住民に不安を与える等の状況があることから、安全で快適な市民生活の実現に向け安全対策の徹底を図ること。

3 民有地の所有者への配慮

民間土地所有者の抱える課題・要望（返還後の土地の原状回復の

取扱など)を把握し、返還後の土地利用等に支障を来たさないよう、適切な対応に努めること。

4 跡地の適正管理と実態把握

返還後の跡地については、跡地における事業実施までの間の防犯・火災予防等に万全を期すこと。また、土壌、工作物等については今後の利用の支障とならないよう実態を明らかにするとともに、特に返還された旧小柴貯油施設や旧富岡倉庫地区は、土壌汚染調査の結果を踏まえて、迅速かつ適切に対処すること。

5 返還国有財産の優遇処分

戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、そのような経緯を踏まえ、返還国有地については、横浜市に対して無償による譲与等の措置を講ずること。

6 跡地利用に対する支援

跡地利用に当たり、市民生活に有効活用される温暖化対策や防災など広域の環境再生に資する国事業の実施や、本市事業に対する財政支援などを講じること。

7 適時・適切な情報提供

米軍基地に係る問題は、市民にとって大変重要な事柄であることから、市民への説明責任を果たすためにも、適時・適切な情報提供に努めること。

Ⅱ 米軍による環境問題等に関する要望

1 米軍に対する環境関係法令の適用

基地内で環境汚染が発生すると、地域住民の健康や周辺の環境に大きな影響を与えるおそれがある。

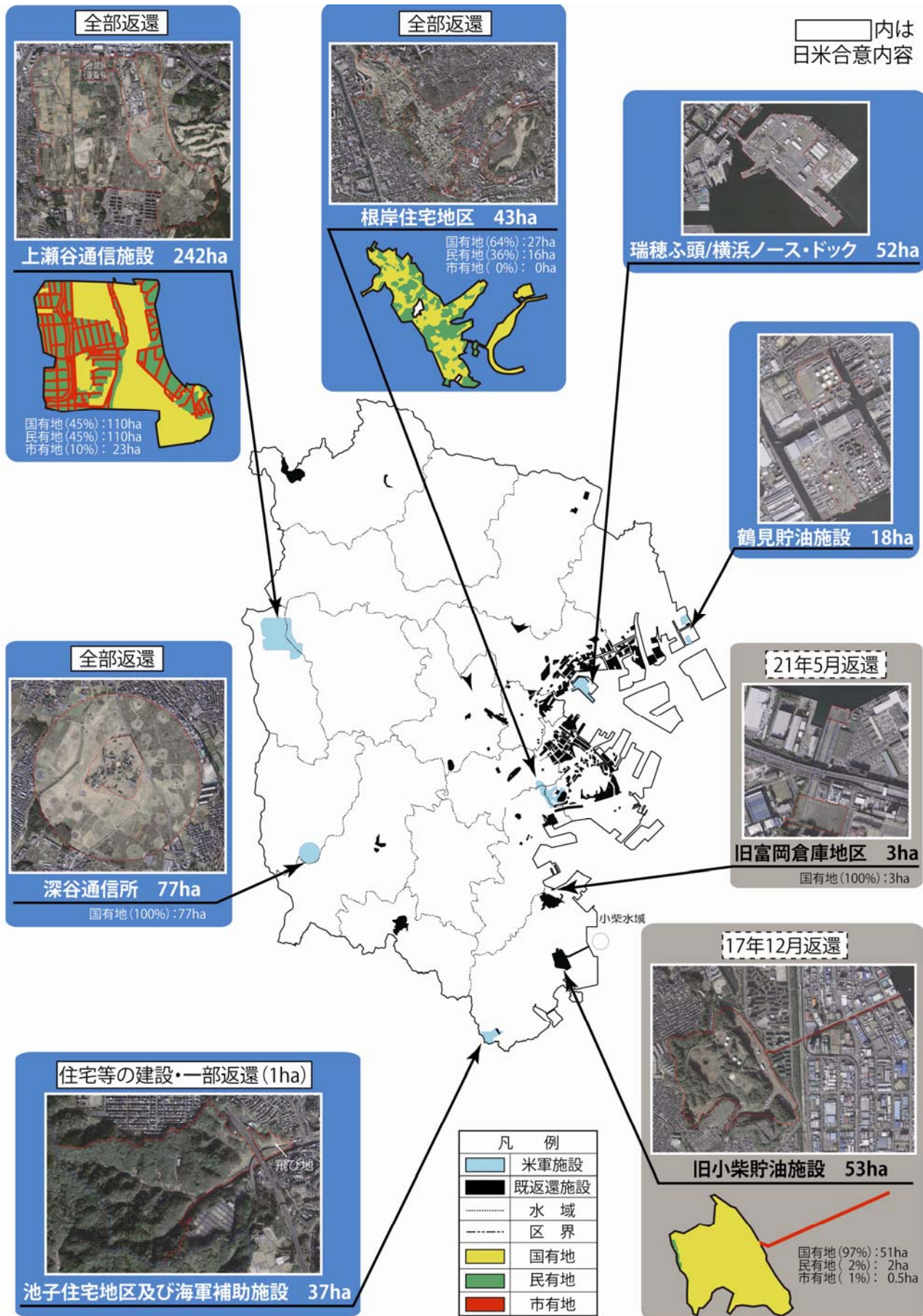
基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍においても生活環境の保全に関する国内法令が遵守されるよう、早急に日米地位協定を見直すこと。

また、日米地位協定の見直しが難しい場合は、環境に係る特別協定などにより、事実上改正と同様の効果を持つ対策を講じること。

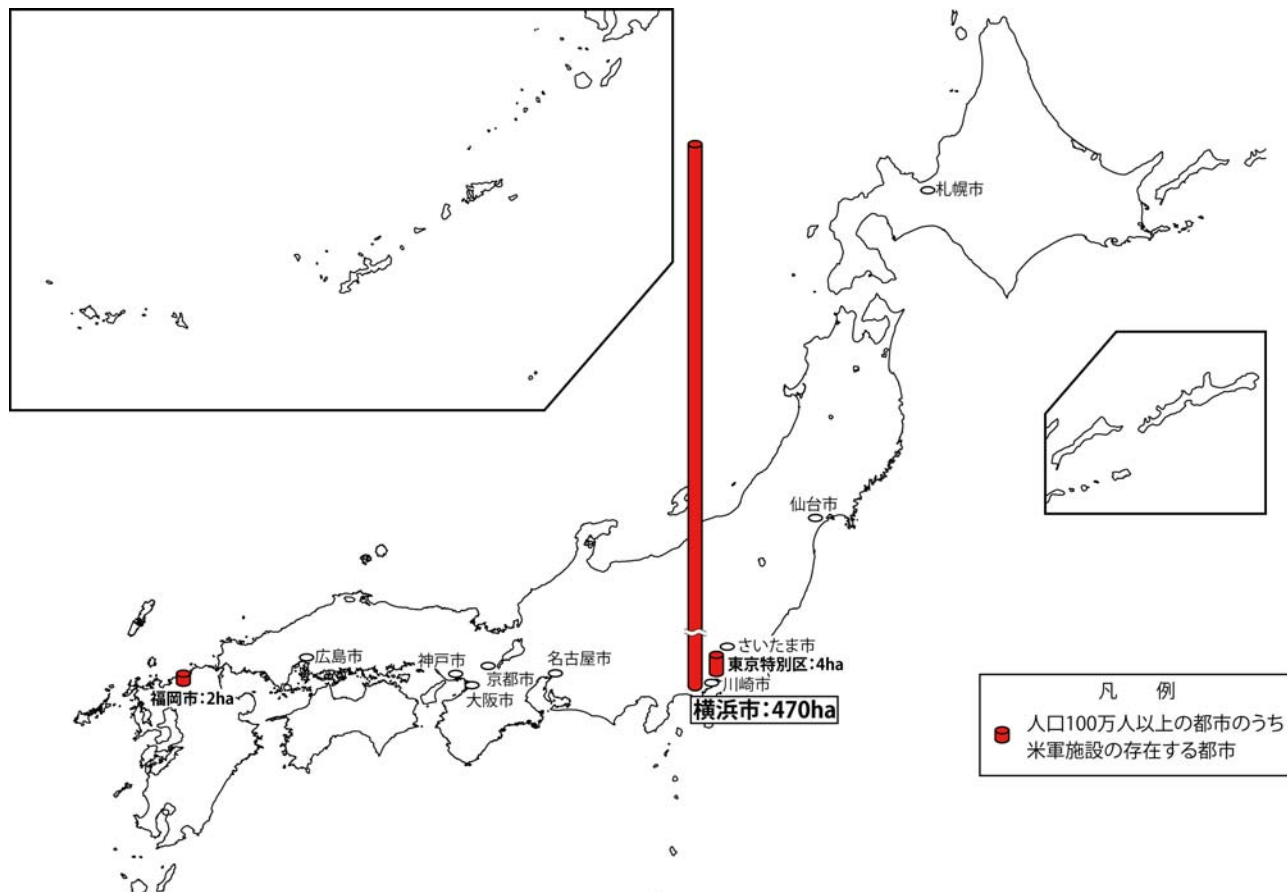
2 米軍人等に対する教育等の徹底

最近では、横浜市内において米軍人等による犯罪は発生していないが、他都市においては依然とし米軍人等による犯罪や迷惑行為が多発していることから、市民に不安を与えないよう、教育・研修を徹底させること。

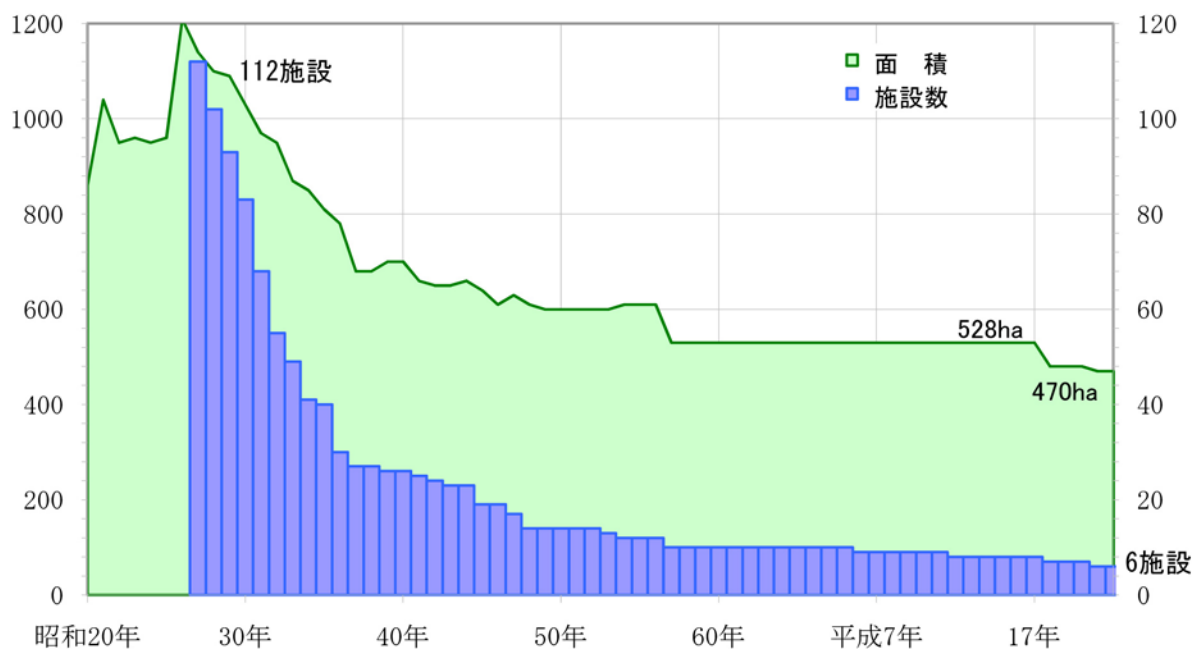
資料 1 横浜市内米軍施設位置図



資料 2 人口 100 万人以上の都市における米軍施設の立地状況



資料 3 横浜市内米軍施設の面積・施設数の推移



※現在、上記のほか小柴水域、横浜ノース・ドック専用水域がある。

資料 4 民間土地所有者数

○根岸住宅地区 約 180 人 ○上瀬谷通信施設 約 250 人